

NPO法人光楽園 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人光楽園という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北九州市小倉南区大字志井1111番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、北九州市内において、暖かく家庭的な雰囲気のもと、自然や人とのふれ合いを大切にした保育園の運営等を行い、地域における子育て環境の醸成に寄与するとともに、次代を担う子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1 保育園の運営及び子育て支援事業
 - 2 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - 3 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - 4 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、積極的に運営に参加する個人
正会員は主に事業従事者・事業の受益者（児童の場合はその保護者）とする。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
正会員と賛助会員を兼ねる事は原則できないものとする。

(入会手続及び入会金・会費)

第7条 会員の入会については、制限を設けない。

ただし、1個人が、正会員と賛助会員を兼ねる事は原則できないものとする。（本人が

正会員で家族が賛助会員という形はありうる)

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 入会金及び会費の額は、理事会において定める。

(会員の退会及び資格の喪失)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

2 前項のほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じて副理事長を若干名置くことが出来る。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法

人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第18条 この法人は、事務を処理するために事務局を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び活動決算
 - (3) 役員報酬
 - (4) 総会に付議すべき事項
 - (5) 入会金及び会費の額
 - (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会および理事会は、前条第3項第3号を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電子メールをもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電子メールをもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第1号及び第2号又は同条第3項第2号及び第3号の規定による請求があった場合は、理事長は、その日から30日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上が出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第23条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、理事会において、議事が緊急を要するもので、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 簡易な事項又は急を要する事項について、理事長が必要と認めた場合には、理事長が全理事に書面又は電子メールで議案を送付し、理事が書面又は電子メールをもって賛否を示すことができる。この場合、理事総数の過半数が当該議案に賛成の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条第1項、第26条第1項、第28条第1項第2号①及び第38条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会及び理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び理事は、その議事の議決に加わることができない。

5 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。この場合、理事会に出席したものとみなす。

6 前項の規定により表決した理事は、第25条第2項、第26条第1項、第28条第1項第2号②の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会及び理事会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2)

① 総会にあっては正会員総数及び出席者数(書面又は電子メールによる表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること。)

② 理事会にあっては理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及びその議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録を作成した者の氏名

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、第26条第4項により、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 理事会の決議があつたものとみなされた日

(3) 議事録を作成した者の氏名

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第31条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第32条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第34条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第8章 雑則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	尾籠	和代
副理事長	江嶋	克巳
理事	浅賀	智恵美
理事	大島	崇宏
理事	尾籠	信義
理事	城井	崇
理事	竹田	明日香
理事	松井	祐史
理事	目原	和憲
理事	森川	絵里香

監事	永樂	美穂
----	----	----

監事	畠瀬	陽
----	----	---

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。また、賛助会員の会費の口数の上限を個人・団体ともに5口とする。

(1)	正会員	個人	入会金	0円	年会費	2,000円
(2)	賛助会員	個人	入会金	0円	年会費	1口 1,000円
(3)	賛助会員	団体	入会金	0円	年会費	1口 2,000円